

# 1割負担用

## 特別養護老人ホーム菅名の里 利用料金表

### 介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)

<令和3年4月1日現在>

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です

※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます(在宅時、五泉市に住所があった方は菅名の里・まおろしの郷にて代行手続きが可能です)。

※令和3年9月30日までは基本料金の0.1%が加算されます

#### 《第1段階利用者》

・世帯(世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ)全員が、市民税非課税世帯で、高齢福祉年金受給者  
・生活保護受給者

(円)

※ひと月30日で計算しています。

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護Ⅰ	573	12	36	4	8	16	300	0	949	28,470	20	300	50	13	10	28,863
要介護Ⅱ	641	12	36	4	8	16	300	0	1,017	30,510	20	300	50	13	10	30,903
要介護Ⅲ	712	12	36	4	8	16	300	0	1,088	32,640	20	300	50	13	10	33,033
要介護Ⅳ	780	12	36	4	8	16	300	0	1,156	34,680	20	300	50	13	10	35,073
要介護Ⅴ	847	12	36	4	8	16	300	0	1,223	36,690	20	300	50	13	10	37,083

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第2段階利用者》

・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額(※)+合計所得が80万円以下※:平成28年8月からは非課税年金も含む

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護Ⅰ	573	12	36	4	8	16	390	370	1,409	42,270	20	300	50	13	10	42,663
要介護Ⅱ	641	12	36	4	8	16	390	370	1,477	44,310	20	300	50	13	10	44,703
要介護Ⅲ	712	12	36	4	8	16	390	370	1,548	46,440	20	300	50	13	10	46,833
要介護Ⅳ	780	12	36	4	8	16	390	370	1,616	48,480	20	300	50	13	10	48,873
要介護Ⅴ	847	12	36	4	8	16	390	370	1,683	50,490	20	300	50	13	10	50,883

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第3段階利用者》

・世帯全員が市民税非課税世帯であって、第2段階該当者以外

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護Ⅰ	573	12	36	4	8	16	650	370	1,669	50,070	20	300	50	13	10	50,463
要介護Ⅱ	641	12	36	4	8	16	650	370	1,737	52,110	20	300	50	13	10	52,503
要介護Ⅲ	712	12	36	4	8	16	650	370	1,808	54,240	20	300	50	13	10	54,633
要介護Ⅳ	780	12	36	4	8	16	650	370	1,876	56,280	20	300	50	13	10	56,673
要介護Ⅴ	847	12	36	4	8	16	650	370	1,943	58,290	20	300	50	13	10	58,683

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

#### 《基準費用額》

・世帯に課税者がいる者、市町村民税本人課税者、預貯金等が単身で1,000万円以上(夫婦で2,000万円以上)

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護Ⅰ	573	12	36	4	8	16	1392	855	2,896	86,880	20	300	50	13	10	87,273
要介護Ⅱ	641	12	36	4	8	16	1392	855	2,964	88,920	20	300	50	13	10	89,313
要介護Ⅲ	712	12	36	4	8	16	1392	855	3,035	91,050	20	300	50	13	10	91,443
要介護Ⅳ	780	12	36	4	8	16	1392	855	3,103	93,090	20	300	50	13	10	93,483
要介護Ⅴ	847	12	36	4	8	16	1392	855	3,170	95,100	20	300	50	13	10	95,493

※高額介護サービス費の負担限度額/37,200円

・市民税課税者(課税所得145万円以上で年収が520万円(単身世帯で383万円)以上などの現役並み食に相当する方)

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

その他加算	
初期加算	30 / 日
外泊時加算	246 / 日
経口移行加算	28 / 日
経口維持加算(Ⅰ)	400 / 月
経口維持加算(Ⅱ)	100 / 月
療養食加算	6 / 回
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 / 月
口腔衛生管理加算	110 / 月
安全対策体制加算	20 / 回
看取り介護加算	
・死亡日以前31日~45日	72 / 日
・死亡日以前4日~30日	144 / 日
・死亡日の前日、前々日	680 / 日
・死亡日	1,280 / 日
再入所時栄養連携加算	200 / 月
排せつ支援加算Ⅱ	15 / 月
排せつ支援加算Ⅲ	20 / 月

#### 《実費》

その他個人の嗜好によるもの 実費

#### 《補足》

処遇改善加算Ⅲ =

(基本料金+全ての加算)×0.033

褥瘡マネジメント加算Ⅱは入所者の状況によって褥瘡マネジメントⅠを算定する場合があります

排せつ支援加算Ⅰは入所者の状況によって排泄支援加算ⅡもしくはⅢを算定する場合があります

# 2割負担用

## 特別養護老人ホーム菅名の里 利用料金表

### 介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)

<令和3年4月1日現在>

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です

※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます(在宅時、五泉市に住所があった方は菅名の里・まおろしの郷にて代行手続きが可能です)。

※令和3年9月30日までは基本料金の0.1%が加算されます

#### 《第1段階利用者》

・世帯(世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ)全員が、市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者  
・生活保護受給者

(円)

※ひと月30日で計算しています。

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護Ⅰ	1146	24	72	8	16	32	300	0	1,598	47,940	40	600	100	26	20	48,726
要介護Ⅱ	1282	24	72	8	16	32	300	0	1,734	52,020	40	600	100	26	20	52,806
要介護Ⅲ	1424	24	72	8	16	32	300	0	1,876	56,280	40	600	100	26	20	57,066
要介護Ⅳ	1560	24	72	8	16	32	300	0	2,012	60,360	40	600	100	26	20	61,146
要介護Ⅴ	1694	24	72	8	16	32	300	0	2,146	64,380	40	600	100	26	20	65,166

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第2段階利用者》

・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額(※)+合計所得が80万円以下※:平成28年8月からは非課税年金も含む

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護Ⅰ	1146	24	72	8	16	32	390	370	2,058	61,740	40	600	100	26	20	62,526
要介護Ⅱ	1282	24	72	8	16	32	390	370	2,194	65,820	40	600	100	26	20	66,606
要介護Ⅲ	1424	24	72	8	16	32	390	370	2,336	70,080	40	600	100	26	20	70,866
要介護Ⅳ	1560	24	72	8	16	32	390	370	2,472	74,160	40	600	100	26	20	74,946
要介護Ⅴ	1694	24	72	8	16	32	390	370	2,606	78,180	40	600	100	26	20	78,966

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第3段階利用者》

・世帯全員が市民税非課税世帯であって、第2段階該当者以外

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護Ⅰ	1146	24	72	8	16	32	650	370	2,318	69,540	40	600	100	26	20	70,326
要介護Ⅱ	1282	24	72	8	16	32	650	370	2,454	73,620	40	600	100	26	20	74,406
要介護Ⅲ	1424	24	72	8	16	32	650	370	2,596	77,880	40	600	100	26	20	78,666
要介護Ⅳ	1560	24	72	8	16	32	650	370	2,732	81,960	40	600	100	26	20	82,746
要介護Ⅴ	1694	24	72	8	16	32	650	370	2,866	85,980	40	600	100	26	20	86,766

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

#### 《基準費用額》

・世帯に課税者がいる者、市町村民税本人課税者、預貯金等が単身で1,000万円以上(夫婦で2,000万円以上)

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護Ⅰ	1146	24	72	8	16	32	1392	855	3,545	106,350	40	600	100	26	20	107,136
要介護Ⅱ	1282	24	72	8	16	32	1392	855	3,681	110,430	40	600	100	26	20	111,216
要介護Ⅲ	1424	24	72	8	16	32	1392	855	3,823	114,690	40	600	100	26	20	115,476
要介護Ⅳ	1560	24	72	8	16	32	1392	855	3,959	118,770	40	600	100	26	20	119,556
要介護Ⅴ	1694	24	72	8	16	32	1392	855	4,093	122,790	40	600	100	26	20	123,576

※高額介護サービス費の負担限度額/37,200円

・市民税課税者(課税所得145万円以上で年収が520万円(単身世帯で383万円)以上などの現役並み食に相当する方)

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

その他加算	
初期加算	60 / 日
外泊時加算	492 / 日
経口移行加算	56 / 日
経口維持加算(Ⅰ)	800 / 月
経口維持加算(Ⅱ)	200 / 月
療養食加算	12 / 回
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	6 / 月
口腔衛生管理加算	220 / 月
安全対策体制加算	40 / 回
看取り介護加算	
・死亡日以前31日~45日	144 / 日
・死亡日以前4日~30日	288 / 日
・死亡日の前日、前々日	1360 / 日
・死亡日	2,560 / 日
再入所時栄養連携加算	400 / 月
排せつ支援加算Ⅱ	30 / 月
排せつ支援加算Ⅲ	40 / 月

#### 《実費》

その他個人の嗜好によるもの 実費

#### 《補足》

処遇改善加算Ⅲ =

(基本料金+全ての加算)×0.033

褥瘡マネジメント加算Ⅱは入所者の状況によって褥瘡マネジメントⅠを算定する場合があります

排せつ支援加算Ⅰは入所者の状況によって排泄支援加算ⅡもしくはⅢを算定する場合があります

# 3割負担用

## 特別養護老人ホーム菅名の里 利用料金表

### 介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)

<令和3年4月1日現在>

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です

※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます(在宅時、五泉市に住所があった方は菅名の里・まおろしの郷にて代行手続きが可能です)。

※令和3年9月30日までは基本料金の0.1%が加算されます

#### 《第1段階利用者》

・世帯(世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ)全員が、市民税非課税世帯で、高齢福祉年金受給者  
・生活保護受給者

(円)

※ひと月30日で計算しています。

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護Ⅰ	1719	36	108	12	24	48	300	0	2,247	67,410	60	900	150	39	30	68,589
要介護Ⅱ	1923	36	108	12	24	48	300	0	2,451	73,530	60	900	150	39	30	74,709
要介護Ⅲ	2136	36	108	12	24	48	300	0	2,664	79,920	60	900	150	39	30	81,099
要介護Ⅳ	2340	36	108	12	24	48	300	0	2,868	86,040	60	900	150	39	30	87,219
要介護Ⅴ	2541	36	108	12	24	48	300	0	3,069	92,070	60	900	150	39	30	93,249

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第2段階利用者》

・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額(※)+合計所得が80万円以下※:平成28年8月からは非課税年金も含む

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護Ⅰ	1719	36	108	12	24	48	390	370	2,707	81,210	60	900	150	39	30	82,389
要介護Ⅱ	1923	36	108	12	24	48	390	370	2,911	87,330	60	900	150	39	30	88,509
要介護Ⅲ	2136	36	108	12	24	48	390	370	3,124	93,720	60	900	150	39	30	94,899
要介護Ⅳ	2340	36	108	12	24	48	390	370	3,328	99,840	60	900	150	39	30	101,019
要介護Ⅴ	2541	36	108	12	24	48	390	370	3,529	105,870	60	900	150	39	30	107,049

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第3段階利用者》

・世帯全員が市民税非課税世帯であって、第2段階該当者以外

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護Ⅰ	1719	36	108	12	24	48	650	370	2,967	89,010	60	900	150	39	30	90,189
要介護Ⅱ	1923	36	108	12	24	48	650	370	3,171	95,130	60	900	150	39	30	96,309
要介護Ⅲ	2136	36	108	12	24	48	650	370	3,384	101,520	60	900	150	39	30	102,699
要介護Ⅳ	2340	36	108	12	24	48	650	370	3,588	107,640	60	900	150	39	30	108,819
要介護Ⅴ	2541	36	108	12	24	48	650	370	3,789	113,670	60	900	150	39	30	114,849

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

#### 《基準費用額》

・世帯に課税者がいる者、市町村民税本人課税者、預貯金等が単身で1,000万円以上(夫婦で2,000万円以上)

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護Ⅰ	1719	36	108	12	24	48	1392	855	4,194	125,820	60	900	150	39	30	126,999
要介護Ⅱ	1923	36	108	12	24	48	1392	855	4,398	131,940	60	900	150	39	30	133,119
要介護Ⅲ	2136	36	108	12	24	48	1392	855	4,611	138,330	60	900	150	39	30	139,509
要介護Ⅳ	2340	36	108	12	24	48	1392	855	4,815	144,450	60	900	150	39	30	145,629
要介護Ⅴ	2541	36	108	12	24	48	1392	855	5,016	150,480	60	900	150	39	30	151,659

※高額介護サービス費の負担限度額/37,200円

・市民税課税者(課税所得145万円以上で年収が520万円(単身世帯で383万円)以上などの現役並み食に相当する方)

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

その他加算	
初期加算	90 / 日
外泊時加算	738 / 日
経口移行加算	84 / 日
経口維持加算(Ⅰ)	1200 / 月
経口維持加算(Ⅱ)	300 / 月
療養食加算	18 / 回
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	9 / 月
口腔衛生管理加算	330 / 月
安全対策体制加算	60 / 回
看取り介護加算	
・死亡日以前31日~45日	216 / 日
・死亡日以前4日~30日	432 / 日
・死亡日の前日、前々日	2040 / 日
・死亡日	3,840 / 日
再入所時栄養連携加算	600 / 月
排せつ支援加算Ⅱ	45 / 月
排せつ支援加算Ⅲ	60 / 月

#### 《実費》

その他個人の嗜好によるもの 実費

#### 《補足》

処遇改善加算Ⅲ =

(基本料金+全ての加算)×0.033

褥瘡マネジメント加算Ⅱは入所者の状況によって褥瘡マネジメントⅠを算定する場合があります

排せつ支援加算Ⅰは入所者の状況によって排泄支援加算ⅡもしくはⅢを算定する場合があります